

国有林材公売のご案内

[平成28年度 第8回立木資格付一般競争入札]

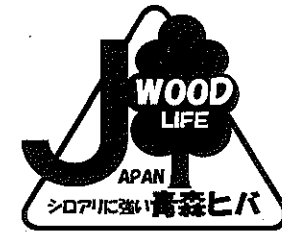
入札日：平成28年12月14日（水）

入札場所：青森森林管理署 会議室

入札書受付時間：入札日当日 13時00分から13時30分

開札時刻：13時30分 締切即時開札

入札物件：売払物件明細書のとおり



青森森林管理署

☎ 038-0011 青森市篠田3丁目22-16
TEL 017-781-0131
FAX 017-766-3775

立木公売の公告 (第8回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時 平成28年12月14日 13時30分締切
即時開札
2. 入札及び開札の場所 青森森林管理署 会議室
3. 現地案内 別紙 立木公売物件現地案内のとおり
4. 公売物件
 - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
 - (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
 - (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。
5. 郵便入札
 - (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により入札前日の17時までまでに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
 - (2) 送付先は次のとおり
郵便番号 038-0011
住 所 青森県青森市篠田三丁目22番16号
宛 名 青森森林管理署長
入札書在中(朱書きで記載)
 - (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約の締結期限 平成28年12月20日までとします。
7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。
8. 代金の延納
 - (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
 - (2) 延納利息は、法令の定めにより0.88%とします。
 - (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(但し、分収林の分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)
9. 特約条項及び特記事項
 - (1) 全物件に該当するものは別紙特記事項(共通)のとおり。

(2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県青森市篠田三丁目22番16号
青森森林管理署 総務グループ 経理担当
問い合わせ先 TEL 017-781-0131
IP 050-3160-5880

平成28年11月28日

分任契約担当官
青森森林管理署長 飯田 喜章

入 札 条 件

1. 入札の参加資格

この入札は、最寄りの森林管理局長から資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書又は入札参加資格証明書を持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。
- (2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。
- (3) 入札参加者（代理人含む。）は、本人確認ができる身分証明証を持参し、受付に提示して本人確認を受けてください。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公告物件の熟覧

公告物件は、物件明細書、契約書案、現場を熟覧の上、入札してください。

5. 入札方法

- (1) 入札は、物件番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函してください。
- (3) 入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。
また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札者の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に行い、予定価格以上の最高金額入札者を落札者とします。

ただし、同金額の最高金額入札者が2者以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

8. 契約保証金

(1) 林産物の概算による契約で、現金納入に関わるものを除いて免除します。

(2) 前号の概算による契約については、最終売渡数量により精算するのに要する金額相当額として国が指定する金額を現金で契約締結の日までに納付して下さい。

9. 入札の無効

(1) 競争参加不適合者が入札した場合

(2) 入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合

(3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により、売払番号、入札金額、入札者名を確認できない場合

(4) 競争参加資格者本人の署名又は委任者の押印がない場合

10. 契約の成立

売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

11. 入札書用紙

入札書用紙は、定められている様式を使用してください。

12. 入札金額は、消費税を除いた金額で行ってください。

なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、取り消しは認めません。

13. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。

14. 違約金

(1) 落札者が契約を締結しないときは、入札金額（税込）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

(2) 買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

15. 違約金が発生した場合は、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

入札条件

1 競争入札の資格

森林管理局長から、一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札参加できません。

2 資格認定

(1) 入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書を持参の上、受付に提示し確認を受けて下さい。

(2) 入札参加者が、代理人のときは委任状を提出しなければなりません。

3 暴力団排除に関する誓約条項

(1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4 売払物件の熟覧等

別紙の売払物件明細書のとおりですから、契約書案等を参照し、現物熟覧の上、国有林野産物売払規程を遵守して入札して下さい。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札して下さい。

5 入札の方法

(1) 入札は、売払番号毎に総額入札（消費税を除いた金額）で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、

入札者名、入札年月日を記載して入札締切時刻前に入札箱に入れて下さい。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

(5) 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記したとしても、又、このことに気づき落札以前に訂正又は取消しの申し出があったとしても、当該入札書は消費税を除いた金額を記入したものと見なし有効として処理し、誤りの訂正取消等は認めません。

6 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同額の最高入札者が2名以上のときは直ちにくじで落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。又、どのような理由によっても落札を無効とすることはできません。

7 概算売払の場合

(1) 契約単価は、落札金額に基づいて、樹種、長級、径級、等級別に森林管理署長が決定します。

(2) 契約単価に数量を乗じた金額の合計額は、原則として落札金額に一致することになりますが、端数処理のため契約金額は落札金額を上まわることもあります。

(3) 契約締結後は、市場価格等に変動があっても契約単価は変更しません。

8 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

又、違約金を森林管理署長が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは、将来この資格を附与しないことがあります。

9 契約保証金

(1) 概算売払で代金を現金で納入する契約の場合は、落札金額の100分の10以内で森林管理署長が決定した金額を現金で契約書作成の時までに納入して下さい。

(2) 上記の場合以外は免除します。

ただし、買受人が契約を履行せず契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、競争参加資格の取消、又は、一般競争参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

(3) 概算契約の契約保証金は、精算の際に生じた代金不足分に充当し、残額は返還します。

10 無効な入札

(1) 競争参加不適合者が入札したもの。

(2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者が入札したもの。

(3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。

(4) 署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）又は、記名（本人が署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印のいずれもないもの。

(5) 単価で入札したもの。

(6) あて先森林管理署名が確認できないもの。

(7) 代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれもないもの。

11 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印した時に成立します。

12 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税8%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

13 契約において契約保証金を徴する場合は消費税を加算した契約金額の10%以上の保証金、又は当該金額以上の担保の提供を要します。

14 契約締結以降、当該契約において特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金延納金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

15 契約書案

契約書案は、森林管理署等に備え付けておりますから閲覧下さい。

16 入札書用紙

入札書用紙は、最寄りの森林管理署等又は当日、入札会場の受付から受け取って下さい。

様式第1号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特記事項（共通）

「林産物売買契約約款」及び買受「公売物件明細書の特約条項及び特記事項」のほか、下記事項を遵守すること。

1. 売払い物件に起因して、第三者等に損害を与えた場合、乙はその損害の賠償を負うこと。
2. 沢縁を集材又は沢を横断する際は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置をすること。
3. 林道上でトラクタによる集材は行わないものとする。
4. 林道上で伐木造材は行わないものとする。
5. 雨または融雪時等の運材にあたっては、林道破損防止及び車両運行安全確保のため、森林管理署長及び森林管理署職員の指示に従うものとする。
6. 土場、沢縁並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理するものとする。
7. 作設する搬出路及び土場で生じた切り取り土石等が、崩落及び流出しないよう措置をすること。
8. 搬出にあたっては、残存木を損傷しないように必要な対策をすること。
9. 官民地界に接している箇所については、境界標を損傷しないよう対策をすること。
10. 埋蔵文化財を発見した場合は、その原状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。
11. 調査区域は、外縁立木を赤スプレーで表示しており、調査区域外の立木は売払い対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにすること。
12. 買受人は、民有地を搬出路及び土場として使用する場合は、事前に土地所有者に使用承諾を得たうえで、作業に着手すること。
13. 買受物件が皆伐の場合は、全て伐採すること。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処すること。

立木公売物件現地案内

売払番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
別紙公売物件一覧表のとおり	現地案内を希望する方は 12月6日 までにご連絡下さい。 ※希望があった場合に、日程調整の上、現地案内致します。 (担当:業務グループ 経営担当 TEL:017-781-0131)			業務グループ 経営担当

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

青森森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積(ha)	林 齢	樹 種	本 数(本)	幹材積(m3)					延納	搬出 期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
1039	石神山国有林 424わ1林小班	分収造林	皆伐	6.42	46	スギ外	12,745	120.95		513.31	398.23	1,032.49	認めません	36ヶ月
1045	尻高川国有林 535に3林小班 ほか1	分収造林	皆伐	1.59	52	スギ外	2,068	301.33		483.55	11.44	796.32	認めません	36ヶ月
1114	西荒川山国有林 268ほ1林小班 ほか1	分収造林	皆伐	9.76	61,63	スギ外	10,096	3,189.17	157.83	1,248.18	179.59	4,774.77	認めません	36ヶ月
1115	矢櫃山国有林 674は2林小班	分収造林	皆伐	2.08	57	スギ外	1,838	752.7		712.48	5.15	1,470.33	認めません	36ヶ月
1116	矢櫃山国有林 680る1林小班 ほか1	分収造林	皆伐	0.62	77	スギ外	316	331.86	8.11	82.97	6.26	429.20	認めません	36ヶ月
1117	矢櫃山国有林 683に3林小班 ほか3	分収造林	間伐	8.96	52~57	スギ	2,447	296.02		528.59		824.61	認めません	36ヶ月
1118	宇鉄山国有林 803れ1林小班	分収造林	皆伐	0.65	50	スギ外	1,570	219.22		144.82	15.24	379.28	認めません	36ヶ月
1119	宇鉄山国有林 805と林小班 ほか2	分収造林	間伐	9.22	30~54	スギ外	5,071	194.65		214.83	22.35	431.83	認めません	36ヶ月
1120	宇鉄山国有林 812る1林小班	分収造林	間伐	0.67	55	スギ	129	46.52		13.67		60.19	認めません	36ヶ月
1121	宇鉄山国有林 814は1林小班 ほか2	分収造林	間伐	8.42	31~33	スギ	4,512	499.56		226.55		726.11	認めません	36ヶ月
1122	増川山国有林 871る林小班 ほか5	なし	皆伐	1.63	54~191	スギ外	1,784	181.12	4.93	231.32	113.8	531.17	認めません	4ヶ月
	合計			50.02			42,576	6,133.10	170.87	4,400.27	752.06	11,456.30		

※物件番号の括弧書きは再出品物件である。